

利害関係者からの依頼による講演等に関する規制について

医薬品・医療機器・医療材料メーカー等病院が契約により支払うこととなる契約等相手方は利害関係者に該当し、職員は利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん等を行う場合には、事前に病院長の承認を得る必要があります。

職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合における基準は、次の各号に掲げるとおりです。

- 一 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間当たり40,000円程度とする。
- 二 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり8,000円とする。
- 三 職員が行う監修、編さんに対する報酬は、著述に対する報酬の上限額を踏まえ、提供した役務の内容に応じた適切なものであることとする。

なお、講演等の内容が医学及び医療に関し高度の専門性を有する等の事情により、前項に定める基準により難しい場合には、職員は、倫理管理者等に相談し、その指示に従うものとする。

[※独立行政法人国立病院機構職員の倫理に関する規程から抜粋引用](#)

令和3年1月

大阪南医療センター院長